



長野県報

3月30日(金)
平成30年
(2018年)
号外

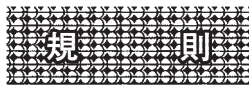
目次

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則(人事課).....	1
事務処理規則の一部を改正する規則(人事課).....	4
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局).....	7

訓令

財務規則第2条に定める所の出納員の任免の一部改正(人事課).....	8
職務に専念する義務の特例に関する訓令の一部改正(人事課).....	8
組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程の一部改正(人事課).....	9
兼務に関する規程の一部改正(人事課).....	9
副知事の担任事務に関する規程の一部改正(人事課).....	10
長野県文書規程の一部改正(情報公開・法務課).....	11



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第34号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第14条の9」を「第14条の10」に、「第51条の2」を「第51条」に、「第64条の3」を「第64条の4」に、「短期大学(第65条―第77条)」を「削除」に改める。

第3条第3号中「県立大学設立準備課 総務事務課」を「総務事務課」に改め、同条第4号中「私学・高等教育課」を「私学振興課 高等教育振興課」に改める。

第4条中「県立大学設立準備課」を「私学振興課、高等教育振興課」に改める。

第4条の2を次のように改める。

第4条の2 削除

第4条の5第2号中「進捗管理」を「推進」に改める。

第9条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4項を削る。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第14条の7中第3号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 困難を有する子ども・若者の支援に関すること(他の所管に属するものを除く。)

第14条の7中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え

る。

(2) 結婚の支援に関すること。

第14条の9の見出し及び同条第1項中「私学・高等教育課」を「私学振興課」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項を削り、第2章第1節第1款第2目の4中同条の次に次の1号を加える。

(高等教育振興課)

第14条の10 高等教育振興課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 高等教育(他の所管に属するものを除く。)の振興に関すること。

(2) 公立大学法人長野県立大学に関すること。

(3) 公立大学法人長野県立大学評価委員会の庶務に関すること。

第15条第2項を削る。

第15条の3中第19号を第20号とし、第8号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 再犯の防止等の推進に関すること。

第16条に次の2項を加える。

2 健康増進課に、国民健康保険室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

(1) 国民健康保険に関すること。

(2) 後期高齢者医療に関すること。

(3) 国民健康保険運営協議会、国民健康保険審査会及び後期高齢者医療審査会の庶務に関すること。

3 国民健康保険室に、その事務を分掌させるため、別に定める係を置く。

第30条の3第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第31条第1項第9号中「農業災害補償」を「農業保険」に改める。

第56条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から

第41号までを1号ずつ繰り上げる。

第64条の3第2項中「軽油引取税並びにゴルフ場利用税」を「県たばこ税、鉦区税並びに狩猟税」に、「別表第4」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

名称	管轄区域
長野県総合県税事務所	長野県の全域

第2章第2節第3款第4目中第64条の3の次に次の1条を加える。
(県税事務所の付置機関)

第64条の4 次の表の左欄に掲げる県税事務所に、それぞれ右欄に掲げる付置機関を置く。

左欄	右欄
長野県総合県税事務所	長野県総合県税事務所北信事務所
長野県東信県税事務所	長野県東信県税事務所上田事務所
長野県南信県税事務所	長野県南信県税事務所諏訪事務所
	長野県南信県税事務所飯田事務所
長野県中信県税事務所	長野県中信県税事務所木曾事務所
	長野県中信県税事務所大町事務所

2 前項の表の右欄に掲げる付置機関の名称、位置及び担当区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	担当区域
長野県総合県税事務所北信事務所	中野市	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡
長野県東信県税事務所上田事務所	上田市	上田市 東御市 小県郡
長野県南信県税事務所諏訪事務所	諏訪市	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡
長野県南信県税事務所飯田事務所	飯田市	飯田市 下伊那郡
長野県中信県税事務所木曾事務所	木曾郡木曾町	木曾郡
長野県中信県税事務所大町事務所	大町市	大町市 北安曇郡

第2章第2節第3款第5目を次のように改める。

第5目 削除

第65条から第77条まで 削除

第119条中「別表第10」を「次の表」に改め、同条に次の表を加える。

名称	位置
長野県飯田勤労者福祉センター	飯田市

第198条を次のように改める。

第198条 削除

第221条第1項中「用地課()」の次に「長野県飯田建設事務所及び」を加え、同条第2項中「置き」を「長野県飯田建設事務所に用地第一課及び用地第二課を」に改め、同条第7項中「用地課」の次に「用地第一課及び用地第二課」を加える。

第239条第5項中「長野県短期大学及び」及び「に掲げる区分に応じ同表の中欄」を削る。

第243条中「長野県短期大学及び」を削る。

附則第4条第2項各号中「の建設」を「及びリニア中央新幹線の建設」に改め、「こと」の次に「(長野県佐久建設事務所にあつてはリニア中央新幹線の建設に係るものを除く。)」を加える。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

(別表第3)(第64条の3関係)

県税事務所

名称	位置	管轄区域
長野県総合県税事務所	長野市	長野市 須坂市 中野市 飯山市 千曲市 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡
長野県東信県税事務所	佐久市	上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡
長野県南信県税事務所	伊那市	岡谷市 飯田市 諏訪市 伊那市 駒ヶ根市 茅野市 諏訪郡 上伊那郡 下伊那郡
長野県中信県税事務所	松本市	松本市 大町市 塩尻市 安曇野市 木曾郡 東筑摩郡 北安曇郡

(別表第4) 削除

別表第10を次のように改める。

(別表第10) 削除

別表第32の1の長野県私立学校審議会の項中

「私学・高等教育課」を「私学振興課」に改め、同項の次に次のように加える。

公立大学法人長野県立大学評価委員会	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第2項の規定による知事に対する意見の申述、公立大学法人長野県立大学の業務の実績の評価その他の同法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	高等教育振興課
-------------------	--	---------

別表第32の1の地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の項中「(平成15年法律第118号)」を削り、「地方独立行政法人長野県立病院機構の業務の実績に関する評価及び」を「知事に対する意見の申述その他の」に改め、同1の長野県国民健康保険審査会の項及び長野県後期高齢者医療審査会の項を削り、同1の長野県医療審議会中「第71条の2」を「第72条」に改め、同1の長野県准看護師試験委員の項の次に次のように加える。

長野県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条の規定による国民健康保険事業の運営に関する事項の審議に関すること。	国民健康保険室
長野県国民健康保険審査会	国民健康保険法第91条の規定による保険給付に関する処分及び保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関すること。	国民健康保険室
長野県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第128条の規定による後期高齢者医療給付に関する処分及び保険料その他同法第4章の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関すること。	国民健康保険室

別表第32の1の長野県農業共済保険審査会の項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第143条の2」を「第222条」に改め、「農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴えの審査並びに」を削り、「及び保険料等」を「、共済金額、保険料及び保険金額のうち長野県農業共済組合が行う共済事業又は保険事業に係るものの」に改める。

別表第33の企画振興部の項中

企画振興参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
--------	-------------------------

を

交通担当部長	交通政策課及び松本空港利活用・国際化推進室の所管に属する事務の掌理及び当該事務に係る職員の指揮監督並びに交通関係施策に係る企画及び部局横断的な調整
企画振興参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐

に改め、同表の総務部の項を次のように改める。

総務部	総務参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
-----	------	-------------------------

別表第33の県民文化部の項中「及び私学・高等教育課」を「、私学振興課及び高等教育振興課」に改め、同表の税務課の項及び県税徴収対策室の項を次のように改める。

税務課	軽油調査員	軽油引取税に関する専門的調査及び指導
	家屋評価員	不動産取得税に係る家屋評価及び指導
	外形標準課税調査員	法人事業税に係る付加価値割及び資本割に関する専門的調査及び指導
分室	分室長	分室の事務の掌理及び所属職員の指揮監督
県税徴収対策室	主任徴収専門員	徴収専門員としての職務及び徴収専門員の事務の掌理
	徴収専門員	県税及び付帯債権の未収金の徴収対策に関する事務

別表第33の県立大学設立準備課の項及び行政改革課の項を削り、同表の私学・高等教育課の項中

「私学・高等教育課」を

「私学振興課」に改め、同表の信州高等教育支援センターの項

を削り、同表の食品・生活衛生課の項中「第7条第1項」の次に「及び第2項」を加え、

食品衛生監視員	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第1項に規定する職務
---------	-----------------------------------

を

住宅宿泊事業監視員	住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第17条第1項及び第45条第2項に規定する職務
食品衛生監視員	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第1項に規定する職務

に改め、同表の農業政策課の項中「並びに農業災害補償法第142条の3及び第142条の4に規定する職務並びに同法第142条の2」を「及び農業保険法第209条第1項から第3項まで」に改め、「（検査に関するものに限る。）」を削る。

別表第36の地域振興局の項中「木曾」の次に「及び北アルプス」を加え、「町村間」を「市町村間」に改め、同表の県税事務所の項中

課長補佐	次長の職務遂行の補佐及び所務の整理
係長	所務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理

を

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
主任徴収専門員	徴収専門員としての職務及び徴収専門員の事務の掌理

に改め、同項の次に次のように加える。

総合県税事務所北信事務所東信県税事務所上田事務所南信県税事務所諏訪事務所南信県税事務所飯田事務所中信県税事務所木曾事務所中信県税事務所大町事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
--	----	------------------

別表第36の保健福祉事務所の項及び保健所の項中「旅館業法第9条第1項」の次に「及び第2項」を加え、

薬事監視員	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第1項から第4項まで、第70条第2項、第76条の7第2項及び第76条の8第1項に規定する職務
-------	---

を

住宅宿泊事業監視員	住宅宿泊事業法第17条第1項及び第45条第2項に規定する職務
薬事監視員	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第1項から第4項まで、第70条第2項、第76条の7第2項及び第76条の8第1項に規定する職務

に改め、同表の家畜保健衛生所の項を次のように改める。

家畜保健衛生所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
	獣医師	家畜衛生業務
	家畜防疫員	家畜伝染病予防法に規定する家畜防疫員の職務

薬事監視員

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第1項から第4項まで、第70条第2項、第76条の7第2項及び第76条の8第1項に規定する職務

別表第38を次のように改める。

(別表第38)(第239条関係)

看護大学に置く職及び職務

左欄	右欄
学長	校務の掌理及び所属職員の指揮監督
学部長	学長の職務遂行の補佐、学部に関する校務の掌理及び所属職員の指揮監督
研究科長	研究科に関する校務の掌理及び所属職員の指揮監督
教授	特に優れた知識、能力及び実績に基づく学生の教授若しくはその研究の指導又は研究
准教授	優れた知識、能力及び実績に基づく学生の教授若しくはその研究の指導又は研究
講師	教授又は准教授に準ずる職務
助教	知識及び能力に基づく学生の教授若しくはその研究の指導又は研究
助手	教育研究の円滑な実施に必要な業務
事務局長	校務の分掌及び所属職員の指揮監督
事務局次長	事務局長の職務遂行の補佐及び校務の整理
館長	館務の掌理及び所属職員の指揮監督
センター長	センター業務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
保健師	保健指導
学校司書	図書館の業務

別表第39の東信県税事務所長の項から総合県税事務所北信事務所長の項まで及び信州高等教育支援センター所長の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第33の食品・生活衛生課の項並びに別表第36の保健福祉事務所の項及び保健所の項の改正規定は、同年6月15日から施行する。

(財務規則の一部改正)

- 2 財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の4中「東京事務所」を「東京事務所 総合県税事務所 総合県税事務所北信事務所」に、「中信県税事務所大町事務所 総合県税事務所 総合県税事務所北信事務所 短期大学」を「中信県税事務所大町事務所」に改める。

人 事 課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第35号

事務処理規則の一部を改正する規則

第1条 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「県立大学設立担当部長」を「交通担当部長」に改め、同条第5項を削り、同条第6項中「別表第7」を「別表第6」に改め、同項を同条第5項とする。

第7条第1項中「別表第8」を「別表第7」に改める。

第8条中「別表第9」を「別表第8」に改める。

第9条第15項中「別表第10」を「別表第9」に改める。

附則第7項中「別表第2の38の(3)の(イ)の(イ)のd」を「別表第2の37の(3)の(イ)の(イ)のd」に、「(イ)から(カ)まで、(ク)から(シ)まで、(セ)から(フ)まで、(ト)及び(ニ)から(ハ)」を「(イ)から(ウ)まで、(ク)から(コ)まで、(シ)から(ク)まで、(ツ)から(チ)まで、(ニ)及び(ヒ)から(ホ)」に改める。

別表第2の1中「県税事務所、長野県短期大学」を「県税事務所及び同事務所」に改め、同2中「に委任」を「及び県税事務所事務所に委任」に改め、同3の(1)の(ア)中「別表第8の13」を「別表第7の13」に改め、同4の(3)の(ア)の(7)中「(イ)から(キ)」を「(イ)から(セ)」に改め、同(7)を同(ハ)とし、同(サ)から(ツ)までを同(ナ)から(7)までとし、同(ハ)の前に次の事項を加える。

(ウ) 第286条の2第2項において例によることとされる第286条第1項の規定による脱退による一部事務組合の規約変更の許可

(7) 第286条の2第2項において例によることとされる第286条第2項の規定による脱退による一部事務組合の規約変更の届出の受理

(ト) 第286条の2第4項の規定による脱退による一部事務組合の解散の届出の受理

別表第2の4の(3)の(ア)の(7)を同(ハ)とし、同(カ)から(ク)までを同(イ)から(ク)までとし、同(ス)の前に次の事項を加える。

(シ) 第252条の16の2第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定による事務の代替執行、代替執行事務の変更及び代替執行の廃止の届出の受理

別表第2の4の(3)の(ア)の(ウ)中「第252条の2第2項」を「第252条の2の2第2項」に改め、同(ウ)を同(カ)とし、同(カ)の前に次の事項を加える。

(ク) 第252条の7の2第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定による脱退による機関等の共同設置の規約変更の届出の受理

(コ) 第252条の7の2第6項の規定による脱退による機関等の共同設置の廃止の届出の受理

別表第2の4の(3)の(ア)の(イ)中「第252条の2第2項」を「第252条の2の2第2項」に改め、同(イ)を同(ク)とし、同(ク)の前に次の事項を加える。

(カ) 第252条の6の2第2項において例によることとされる第252条の2の2第2項の規定による脱退による

協議会の規約変更の届出の受理

- (キ) 第252条の6の2第5項の規定による脱退による協議会の廃止の届出の受理

別表第2の4の(3)のアの(ウ)中「第252条の2第2項」を「第252条の2の2第2項」に改め、同(ウ)を同(ト)とし、同(イ)中「第252条の2第2項」を「第252条の2の2第2項」に改め、同(イ)を同(エ)とし、同(7)の次に次の事項を加える。

- (イ) 第252条の2第2項の規定による連携協約の締結の届出の受理
 (ウ) 第252条の2第4項において例によることとされる同条第2項の規定による連携協約の変更及び廃止の届出の受理

別表第2の4の(8)のアの(カ)中「及び第18条の13第1項」を「、第18条の13第1項及び第18条の31第1項」に改め、同(カ)中「及び第18条の13第2項」を「、第18条の13第2項及び第18条の31第2項」に改め、同(カ)を同(キ)とし、同(ホ)を同(ヘ)とし、同(ハ)を同(カ)とし、同(7)の次に次の事項を加える。

- (イ) 第18条の23第1項の規定による水銀排出施設の設置の届出の受理
 (ウ) 第18条の24第1項の規定による水銀排出施設の使用の届出の受理
 (エ) 第18条の25第1項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出の受理
 (オ) 第18条の26の規定による計画変更又は計画廃止の命令
 (カ) 第18条の29第1項の規定による改善勧告等及び同条第2項の規定による改善命令等

別表第2の4の(8)のケの(カ)中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改め、同(イ)中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改め、同(ウ)中「第3条第4項」を「第3条第5項」に改め、同(カ)中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改め、同(ク)中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改め、同(12)のカ中「山岳環境整備推進事業補助金交付要綱」を「登山道等緊急整備支援事業補助金交付要綱」に改め、同(13)のアの(7)を同(ハ)とし、同(ノ)から(ト)までを同(ハ)から(7)までとし、同(ネ)中「に規定」を「(第17条の2第3項において準用する場合を含む。)に規定」に改め、同(ネ)を同(ノ)とし、同(ク)中「の規定」を「(第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同(ク)を同(ケ)とし、同(ニ)中「の規定」を「(第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同(ニ)を同(ク)とし、同(ナ)の次に次の事項を加える。

- (ニ) 第17条の2第1項の規定による有害使用済機器の保管等の届出の受理

別表第2の4の(16)に次の事項を加える。

- テ 国際水準GAP実践拡大事業補助金交付要綱(平成29年5月8日付け29農技第95号農政部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の4の(28)を削り、同(29)に次の事項を加える。

- エ 指定種苗の表示及び生産等基準に係る検査実施要領

(平成30年1月17日付け29食産第4303号食料産業局長・29政統第1448号政策統括官通知)第3の規定による集果・検査の実施

別表第2の4の(29)を同(28)とし、同(30)から(35)までを同(29)から(34)までとし、同(36)のアの(7)中「別表第8の2の(7)のアの(7)」を「別表第7の2の(7)のアの(7)」に改め、同(ウ)中「別表第8の2の(7)のア」を「別表第7の2の(7)のア」に改め、同(36)を同(35)とし、同(37)を同(36)とし、同(38)のアの(ケ)中「第113条の2第1項」を「第113条の3第1項」に改め、同エを次のように改める。

- エ 長野県土地改良事業等補助金交付要綱(平成30年3月26日付け29農整第899号農政部長通知)の規定に基づく補助金の交付(長野県土地改良事業団体連合会に係るものを除く。)。ただし、同要綱別表第1の重要な変更の欄に掲げる事項は、あらかじめ知事の承認を要するものとする。

別表第2の4の(38)を同(37)とし、同(39)から(42)までを同(38)から(41)までとし、同(43)のアの(7)のb中「別表第8の2の(7)のアの(7)」を「別表第7の2の(7)のアの(7)」に改め、同マを同ミとし、同ホを同マとし、同ヘ中「市町村森林所有者情報整備事業補助金交付要綱(平成24年4月17日付け24森政第38号林務部長通知)を「市町村森林所有者情報活用推進事業補助金交付要綱(平成29年5月10日付け29森政第84号林務部長通知)に改め、同ヘを同ホとし、同ネからホまでを同ノからヘまでとし、同ヌの次に次の事項を加える。

- ネ 森林づくり推進支援金交付要綱(平成20年3月26日付け19森政第475号林務部長通知)の規定に基づく支援金の交付

別表第2の4の(43)を同(42)とし、同(44)から(66)までを同(43)から(65)までとし、同4に次の事項を加える。

- (66) 民法(明治29年法律第89号)第709条、第715条及び第719条第2項の規定による損害賠償金(平成21年度から平成25年度までに交付決定した造林事業に係る補助金に関するものに限り、職員又は職員であつた者に対するものを除く。以下同じ。)の徴収並びに当該損害賠償金に係る債権の管理及び処分(北アルプス地域振興局長に限る。)

別表第2の5の(1)中「(東信県税事務所長、南信県税事務所長、中信県税事務所長及び総合県税事務所長に限る。)」を削り、同6を削り、同7の(17)のイの(エ)を削り、同(カ)を同(エ)とし、同(カ)を同(カ)とし、同(20)のアの(7)中「(第43条に規定する児童発達支援センターに係るものを除く。)」を削り、同7を同6とし、同8から14までを同7から13までとし、同15の(1)のアの(フ)を削り、同(7)を同(フ)とし、同(7)から(ハ)までを同(7)から(ノ)までとし、同(ト)中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に、「(7)から(ル)」を「(ト)から(ル)」に改め、同(ト)を同(ハ)とし、同(7)から(ル)までを同(ト)から(7)までとし、同(ル)中「(ル)」を「(ル)」に改め、同(ル)を同(リ)とし、同(ル)を同(ル)とし、同15を同14とし、同16から37までを同15から36までとし、同38の(1)のクからサまでを削り、同シを同クとし、同スからツまでを同ケからセまでとし、同テ中「住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱」を「住

宅・建築物耐震改修総合支援事業補助金交付要綱」に改め、同テを同ソとし、同ソの次に次の事項を加える。

タ アスベスト飛散防止対策事業補助金交付要綱(平成18年4月28日付け18建第77号住宅部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の38の(1)のトを同チとし、同ナからネまでを同ツからナまでとし、同ナの次に次の事項を加える。

ニ 環境配慮型住宅助成金交付要綱(平成30年3月15日付け29建住第524号建設部長通知)の規定に基づく助成金の交付

別表第2の38の(1)のノ中「ネ」を「ニ」に改め、同ノを同ヌとし、同(11)のケを同コとし、同ウからクまでを同エからケまでとし、同イの次に次の事項を加える。

ウ 第15条の10第1項の規定による都道府県大規模氾濫減災協議会の組織

別表第2の38の(24)のアの(カ)中「第37条第5項」を「第37条第6項」に改め、同イの(カ)中「第10条第2項」を「第10条第3項」に改め、同(26)のサ中「(エ)から(カ)まで、(ク)から(シ)まで、(セ)から(フ)まで、(ト)及び(ス)から(ハ)」を「(イ)から(マ)まで、(ク)から(コ)まで、(シ)から(ク)まで、(ツ)から(チ)まで、(セ)及び(テ)から(ホ)」に改め、同サの(ヒ)を同(マ)とし、同(イ)から(ハ)までを同(カ)から(ホ)までとし、同(7)の次に次の事項を加える。

(イ) 第12条第1項及び第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の受理及び建築物エネルギー消費性能適合性判定の実施

(ウ) 第12条第3項から第5項までの規定による通知書の交付

(エ) 第13条第2項及び第3項の規定による通知の受理及び建築物エネルギー消費性能適合性判定の実施

(カ) 第13条第4項から第6項までの規定による通知書の交付

別表第2の38の(26)に次の事項を加える。

シ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定による証明書の交付

別表第2の38の(27)のア中「(第10条に係るものを除く。)」を削り、同ウ中「(第26条に係るものを除く。)」を削り、同38を同37とし、同39から45までを同38から44までとし、同46の(8)を次のように改める。

(8) 県の設置に係る特別支援学校の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員に係る児童手当法第7条の規定による認定

別表第2の46を同45とし、同47から53までを同46から52までとする。

別表第3の3中「(ク)から(フ)」を「(ツ)から(ヒ)」に、「同(8)のアの(ハ)」を「同(8)のアの(マ)」に、「同(13)のアの(ニ)及び(ス)」を「同(13)のアの(ス)及び(セ)」に、「同(29)、同(30)のアの(イ)」を「同(28)、同(29)のアの(イ)」に、「同(31)、同(32)、同(33)のウの(ウ)、同(36)のア、同(38)

の(コ)」を「同(30)、同(31)、同(32)のウの(ウ)、同(35)の(ア)、同(37)の(コ)」に、「同(41)のアの(ス)、同(45)のイの(ウ)、同(46)の(ア)」を「同(40)のアの(ス)、同(44)のイの(ウ)、同(45)の(ア)」に、「同(47)のアの(カ)の(ド)、同(52)のイ」を「同(46)のアの(カ)の(ド)、同(51)のイ」に、「同(53)、同(56)の(カ)」を「同(52)、同(55)の(カ)」に、「同(57)のイの(イ)」を「同(56)のイの(イ)」に、「同(61)の(ア)並びに同(62)の(ア)の(7)」を「同(60)の(ア)並びに同(61)の(ア)の(7)」に、「(7)」を「(7)並びに同(66)」に改め、同4中「別表第2の7の(4)」を「別表第2の6の(4)」に、「及び(セ)」を「(セ)及び(ヒ)」に改め、同5中「別表第2の8の(1)のアの(ウ)」を「別表第2の7の(1)のアの(ウ)」に改め、同6中「別表第2の10の(1)のト」を「別表第2の9の(1)のト」に改め、同7中「別表第2の15の(1)のアの(ト)」を「別表第2の14の(1)のアの(7)」に改め、同8中「別表第2の35の(1)のソ」を「別表第2の34の(1)のソ」に改め、同9中「別表第2の38の(2)のアの(ス)」を「別表第2の37の(2)のアの(ス)」に改め、「(ウ)」の次に「(フ)」を加え、「サの(キ)、(ス)、(ナ)及び(ヒ)」を「サの(サ)、(フ)、(リ)及び(マ)、同(27)の(ア)及び(ウ)」に改める。

別表第4の3の(15)中「別表第8の1」を「別表第7の1」に改める。

別表第6を削り、別表第7を別表第6とする。

別表第8の1中「長野県佐久家畜保健衛生所上田支所長」を削り、同表の3中「県税事務所長」の次に「及び県税事務所事務所長」を加え、同表を別表第7とし、別表第9を別表第8とする。

別表第10の6中「長野県短期大学長及び」を削り、同表の10中「長野県飯田児童相談所長」を「県税事務所事務所長、長野県飯田児童相談所長」に改め、「長野県佐久家畜保健衛生所上田支所長」を削り、同表を別表第9とする。

第2条 事務処理規則の一部を次のように改正する。

別表第2の14の(21)のアの(イ)中「第7条第1項」を「第7条第1項及び第2項」に、「及び立入検査」を「並びに立入検査及び質問」に改め、同(ウ)中「第7条の2」を「第7条の2第1項」に改め、同(カ)を同(ク)とし、同(ウ)の次に次の事項を加える。

(カ) 第7条の2第2項の規定による公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置命令

(キ) 第7条の2第3項の規定による旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置の命令

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月15日から施行する。

(事務処理規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 事務処理規則の一部を改正する規則(平成30年長野県規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2の15の改正規定中「別表第2の15」を「別表第2の14」に改め、同表の16の改正規定中「別表第2の16」を「別表第2の15」に改める。

人 事 課

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月30日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第7号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中 「職員キャリア開発センター所長 会計管理者」を

「会計管理者」に、

「企画振興参事 県立大学設立担当部長 総務参事」を

「交通担当部長 企画振興参事 総務参事 職員キャリア開発センター所長」に、

「短期大学長 短期大学事務局長 伊那保健福祉事務所長 諏訪保健福祉事務所長 松本保健福祉事務所長 大町保健福祉事務所長」を

「総合県税事務所長 佐久保健福祉事務所長 伊那保健福祉事務所長 大町保健福祉事務所長 長野保健福祉事務所長」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「県立大学設立担当部長」を「交通担当部長」に、

「県税事務所 次長 短期大学 学長 教授(大学が人事委員会と協議して定めるものに限る。) 事務局長」を

「県税事務所 所長 次長」に改める。

る。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第3条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

別表第1のアの知事の事務部局の項中

「本庁の部長 職員キャリア開発センター所長」を

「本庁の部長」に、

「企画振興参事 県立大学設立担当部長 総務参事」を

「交通担当部長 企画振興参事 総務参事 職員キャリア開発センター所長」に、

「短期大学事務局長 伊那保健福祉事務所長 諏訪保健福祉事務所長 松本保健福祉事務所長 大町保健福祉事務所長」を

「総合県税事務所長 佐久保健福祉事務所長 伊那保健福祉事務所長 大町保健福祉事務所長 長野保健福祉事務所長」に、

「消防学校長」を

「総合県税事務所長以外の県税事務所長 総合県税事務所次長 消防学校長」に、「伊那保健福祉事務所

長、諏訪保健福祉事務所長、松本保健福祉事務所長及び大町保健福祉事務所長」を「佐久保健福祉事務所長、伊那保健福祉事務所長、大町保健福祉事務所長及び長野保健福祉事務所長」に、

「県税事務所次長 短期大学事務局次長」を

「総合県税事務所北信事務所長 東信県税事務所上田事務所長 南信県税事務所諏訪事務所長 南信県税事務所飯田事務所長 中信県税事務所木曾事務所長 中信県税事務所大町事務所長」に改め、同表のイ中

「短期大学長 看護大学長」を

「看護大学長」に改める。

別表第2のカの6級の項中

「短期大学長 130,200円 看護大学長 160,200円」を

「

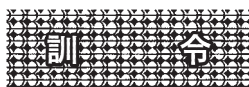
160,200円

」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県訓令第 1 号

本庁内部部局
会 計 局
現 地 機 関
教 育 機 関
警 察 署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免（昭和39年長野県訓令第28号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

1中「男女共同参画センター次長 短期大学総務課長」を「男女共同参画センター次長」に改める。

人 事 課

長野県訓令第 2 号

本庁内部部局
現 地 機 関

職務に専念する義務の特例に関する訓令（昭和61年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

本則の1の表のながの子ども・子育て応援県民会議の項を削り、同表の長野県青少年育成県民会議の項を次のように改める。

長野県将来世代応援県民会議	理事 事務局長
公立大学法人長野県立大学経営審議会	委員

本則の1の表の特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会

の項中 「

特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会

」を

「

公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会

」に改め、同表の一般

社団法人長野県地域包括医療協議会の項の次に次のように加える。

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会	委員 常任委員 監事 専門委員会委員
------------------------------------	--------------------

本則の1の表の公益財団法人長野県中小企業振興センターの項中「評議員」を「評議員 委員」に改め、同表の一般社団法人長野県

観光機構の項中 「

理事 監事

」を

「

副理事長 理事 監事 参与

」に改め、同表の長野県山岳遭

難防止対策協会の項中「総務部長」を「防止対策部長」に改め、同表の多文化共生くらしのサポーター運営委員会の項の次に次のように加える。

長野県日韓親善協会	参与 理事
日本国際連合協会長野県本部	理事

本則の1の表の信州きのこ祭り推進協議会の項の次に次のように加える。

長野県燃油価格高騰対策協議会	会長
信州畜産クラスター協議会	会長

本則の1の表の公益財団法人長野県緑の基金の項の次に次のように加える。

長野県みどりの少年団連盟	顧問 理事
--------------	-------

本則の1の表の一般財団法人長野県林業用苗木安定基金協会の項中「

理事 監事

」を「

理事

」に改め、同項の次に次のように加える。

長野県地区用地対策連絡協議会	会長 副会長
----------------	--------

本則の1の表の長野県治水砂防協会の項の次に次のように加える。

長野県防災サポートアドバイザー協会	顧問
-------------------	----

本則の1の表の国営アルプスあづみの公園建設連絡協議会の項を削る。

本則の2の表の郡選挙管理委員会連合会の項の次に次のように加える。

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会	委員
------------------------------------	----

本則の2の表の長野県地域包括医療協議会地区協議会の項の次に次のように加える。

長野県将来世代応援県民会議	地域事務局長
---------------	--------

本則の2の表の地区高山植物等保護対策協議会の項の次に次のように加える。

豊かな環境づくり北信地域会議	会長
----------------	----

本則の4の表の国営アルプスあづみの公園建設連絡協議会の項を削る。